報告第５号

専決処分したものの報告について

町長の専決処分事項に関する条例（平成 24 年多可町条例第 36 号）本則第３号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第２項の規定により報告する。

平成 29 年６月 23 日提出

多可町長　　戸　田　善　規

専決第5号

工事請負変更契約の締結について

次のとおり、工事請負変更契約を締結する。

平成 29 年 6 月 5 日 専決

多可町長 戸 田 善 規

記

1. 契約の目的 下三原団地 外部改修工事

2. 変更後の契約額 62, 512, 560 円

(内消費税 4, 630, 560 円)

3. 変更前の契約額 60, 836, 400 円

(内消費税 4, 506, 400 円)

4. 契約の相手方 多可郡多可町中区高岸 235

吉田建設株式会社

代表取締役 吉田卓也